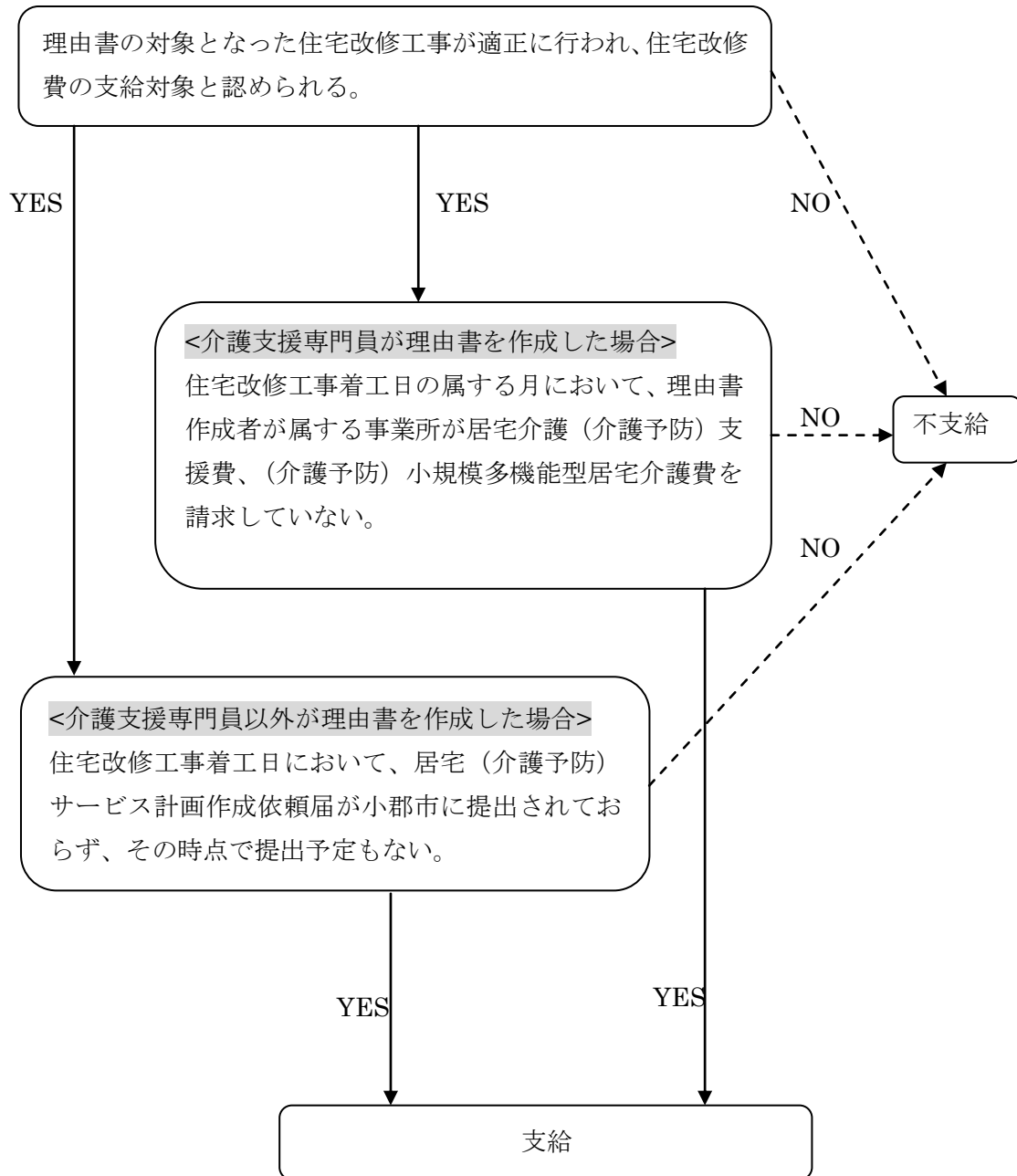


介護保険住宅改修支援助成金交付フローチャート



- ※ 1 : 本市に住宅改修支援助成金交付申請後、住宅改修着工日の属する月の途中で理由書作成者所属事業所が居宅介護（介護予防）支援費を請求することとなったなど、交付要件に該当しないことが判明した場合には、速やかに交付申請取下届（様式第2号）を提出すること。
- ※ 2 : 本市が住宅改修支援助成金を交付した後、交付要件を満たしていなかったことが判明した場合は、作成費の返還請求を行う。
- ※ 3 : 介護支援専門員以外が理由書を作成した場合で、その被保険者につき以前居宅サービス計画作成依頼届が提出されているときは、その居宅介護支援の契約が終了されていることを示すため、居宅サービス計画作成依頼届出取下書を提出すること。